

藤岡市農業委員会

令和7年第1回

定例会議事録

令和7年1月7日招集

令和7年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和7年1月7日、藤岡市農業委員会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 2号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (11名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏惠
8番 山口 晓	9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一
12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾	

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

2番 神田 隆	4番 黒澤 功	6番 茂木 敏夫	14番 堀越 昭彦
---------	---------	----------	-----------

[事務局]

事務局長	横田 道明	事務局次長	真下 和弘
次長補佐兼係長	春山 崇	係長代理	宮原 優雅子
係長代理	笠原 謙亮		

(開会13時31分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和7年第1回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長が欠席でありますので、山口職務代理より挨拶をお願いいたします。

(職務代理挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、職務代理に議事進行をお願いいたします。

職務代理 それでは、ただ今より、令和7年第1回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員11名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番川村委員、14番塚本委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時35分)
(再開14時00分)

職務代理 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、上戸塚の農地1筆、面積1,536m²のうち554.9m²に区分地上権の設定をするものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、区分地上権設定が農地法第3条第2項各号に該当しないものであるため、許可相当と意見決定しました。なお、議案第3号整理番号1番に関連する申請となっております。整理番号2番は市外のSさんが、給排水管理設のため、緑地の農地1筆、面積422m²のうち、2.55m²に地役権を設定するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、地役権設定が農地法第3条第2項各号に該当しないものであり、不許可の例外にあたるため、許可相当と意見決定しました。なお、議案第3号整理番号5番に関連する申請となっております。以上で報告を終わります。

職務代理 議案第1号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですが、議案第3号整理番号1番と関連案件であるため、議案第1号整理番号1番は許可相当と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第1号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですが、議案第3号整理番号5番と関連案件であるため、議案第1号整理番号2番は許可相当と決定します。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外のIさんが、自己の所有する鬼石の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は575m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外のKさんが、自己の所有する浄法寺の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は523m²、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

職務代理 議案第2号整理番号1番と2番について2班の班長さんより報告がありました、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですので、議案第2号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理

特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理

挙手全員ですので、議案第2号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、議案第1号整理番号1番に関連する案件ですが、市外の法人が、上戸塚の農地を賃貸借にて借り受け、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するもので、農地1筆、面積1,536m²の内0.42m²、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は下栗須のNさんが、下栗須の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積508m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積1,019m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、市内の法人が上栗須の農地を売買にて取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積62m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は議案第1号整理番号2番に関連する案件ですが、市外のSさんが緑埜の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積471m²、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

職務代理

議案第3号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

職務代理

特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。なお、議案第3号整理番号1番は営農型太陽光発電パネル設置用地でありますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から9番の4件です。整理番号6番は、市内の法人が、小林の農地を売買にて取得し、駐車場用地として転用するもので、農地2筆、面積626m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積1,254m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、藤岡のNさんが、浄法寺の農地を売買にて取得し、一般住宅用地（敷地拡張）として転用するもので、農地1筆、面積18m²、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、上落合のAさんが、上落合の農地を使用貸借にて借り受け、農地改良のため転用するもので、農地1筆、面積400m²、農地区分は第1種農地として判断されますが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

職務代理 議案第3号整理番号6番から9番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号6番は許可と決定します。次に、整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですので、議案第3号 整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですので、議案第3号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について何か意見がありましたら、お願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号9番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員ですので、議案第3号整理番号9番は許可と決定します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書7ページと8ページをご覧ください。議案第4号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めております。7ページの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は6件です。8ページの計画につきましては、認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成される所有権移転の計画で、対象地は12件です。以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

職務代理 ただ今、議案第4号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

鈴木委員 8ページの所有権移転の対価がばらばらなのは、相対で決めているのですか。

事務局 事務局より回答させていただきます。対価については、本人同士の話し合いになります。田、畑の違いや場所等利便性を考えて、決めたと思います。

鈴木委員 相場は関係ないということですか。

- 事務局 昨今、相場はあまり使われなくなっています。
- 折茂委員 今後も農業経営基盤強化促進計画に基づく農用地利用集積計画は、続くのですか。
- 事務局 農業経営基盤強化促進計画に基づく農用地利用集積計画を作るのは、あと1、2回です。4月からは地域計画に移行され、すべて中間管理事業を通したやり取りとなります。今後このような所有権移転は行われますが、全て中間管理事業を通して行われますので、そちらで計画を決めていく形になっていくと思われます。
- 職務代理 他に意見がありましたら、お願ひします。
- (意見なし)
- 職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 職務代理 挙手全員ですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。
- 事務局 はい、ご説明いたします。議案書10ページから14ページをご覧ください。議案第5号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したので、農業委員会には計画の要請の承認を求めております。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は58件ですが、変更後の借人は3名となります。以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 職務代理 ただ今、議案第5号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたら、お願ひします。
- (意見なし)
- 職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計

画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

職務代理

挙手全員でありますので、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続いて、報告第1号・2号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。報告第1号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4条が1件、5条が1件ございます。詳細については16ページの一覧表をご確認ください。続きまして報告第2号ですが、議案書17ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4条の許可証明が1件、5条の許可証明が1件、耕作証明が1件の計3件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

職務代理

ただ今、報告第1号・2号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

職務代理

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和7年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時24分)